



離婚後共同親権導入に反対する声明

2024年2月28日

NPO 法人 全国女性シェルターネット

2024年1月30日、法制審議会家族法制部会において、「家族法制の見直しに関する要綱案」が取りまとめられ、2月15日、法制審議会第199回会議において採択されました。私たちは、DV や性暴力、子ども虐待の被害者支援の関係者として、この要綱案に盛り込まれた離婚後共同親権の導入に強く反対し、DV 防止施策やひとり親施策の後退、被害者が被る危険に対する懸念を表明します。この要綱案が法制度化されるならば、対等な関係で子にとっても安全な父母だけに共同親権が認められるのではなく、単独親権でなければ、監護親と子どもに危険が及んだり、一方の親の態度や主張に子どもが巻き込まれるおそれがある場合も共同親権になる運用がされる危険性があります。

○親権を口実にした虐待や DV が続くおそれ

共同親権が離婚後(あるいは、婚姻関係にない)父母に幅広く導入されると、加害者による親権行使を理由にした子どもへの虐待や DV が続くこととなります。特に居所指定などを通じ、被害者が相手から逃れることができなくなる可能性があり、またしばしば連絡が来て返事を強要される等の干渉を受け、子に関わることで別居親にも許可を取らなければならなくなります。

○協議で共同／単独を決めることは、「真の合意」にはならない危険

日本では離婚を裁判所で認めるものではなく、多くのケースが協議離婚です。私たちの2023年11月の声明でも表明したとおり、要綱案において、協議離婚をするとき「その協議で、その双方又は一方を親権者と定める。」とされていますが、対等ではない関係、そして人間関係が悪化した状況では、正常に協議できる可能性は低く、DV カップルでは「共同親権」に強引に合意させられる危険性があります。

○DV で子をつれて逃げるができなくなる？—「急迫の事情があるとき」が単独親権という規定は、意味が曖昧で狭く解釈される危険

要綱案で、単独親権になるのは「ア その一方のみが親権者であるとき。イ 他の一方が親権を行うことができないとき」に加え「ウ 子の利益のため急迫の事情があるとき」とされています。法務省の説明資料では、これは「父母の協議や家庭裁判所の手続を経ては適時の親権行使をすることができずその結果として子の利益を害するおそれがある時」などのことだと書かれています。しかし「急迫の事情」という表現では、非常に狭い、差し迫って危険があるような場合にしかあたらないと相談窓口担当者や法律相談を受けた弁護士に解釈されると多くの人によって指摘されています。日本の DV 防止政策は、被害者が相談センターに相談し、裁判所が保護命令を出しながら、被害者とその子どもが避難することの援助を基本に整備されてきました。しかし、「急迫の事情」と判断されるかどうかかわからないとなると、DV 被害者が加害者のもとから子を連れて避難してもよいかどうか躊躇する

こととなります。さらに、被害者から相談を受ける相談員が危険性があると思っても避難を提案することを躊躇することも考えられます。親のDVのもとで過ごす子どもは被虐待児であり、DV被害者ができることなら自分だけではなく子をつれて避難したいと考えるのは当然のことですし、子のことを思って避難や離婚を決意するものであるにも関わらず、その避難が難しくなってしまいます。

また、要綱案には、単独／共同親権かの父母の協議がととのわない時は裁判所が判断し、裁判所は「子の心身に害悪を及ぼすおそれ」がDVや虐待、また協議の経緯などを踏まえて判断するということが盛り込まれています。しかし、いくらそのような記述があったとしても、裁判所での争いにまでもつれこむこと自体が、当事者にとって大きな負担であり、避難をあきらめてしまうケースや、親権をめぐる対立の中で、精神的な攻撃、ストーキングや身体的暴力や殺人などさらなる深刻なケースが起きてしまうことが容易に想像されます。裁判を使ったいいわゆる「リーガルハラスメント」としてのDVも続いていくことでしょう。

さらに裁判所の調査官や裁判官の人員体制やトレーニングなどの実態から、とても対応できないのではないかと多くの声が多くの人たちから出ており、裁判所がDVや虐待ケースは共同親権からきちんと除外する役割を果たしきれるとは言えません。現状でも、裁判所のマンパワー不足は指摘されており、さらに、仕事量が増えると想定されるなか、十分な対応がされるのか心配です。

つまり、要綱案のような離婚後共同親権が導入されると、離婚後もDVが続くケースが格段に増えることや、DV・虐待から避難することが難しくなる親子が増えることが考えられます。

○ひとり親世帯への支援施策はどうなるのかが不明

離婚後も別居親がしばしば子どもに関わることになると、現在、各分野でなされているひとり親世帯の子への支援策が取り崩されていく懸念が法制審部会委員からも指摘されています。ひとり親家庭の経済的困窮の深刻さは一層増している今日、このようなことで政策の後退があってはなりません。

○養育費の実効ある確保の施策を

同時に、私たちが強く望んでいた実効力のある現状の養育費不払いの是正策は、今回提案に盛り込まれませんでした。そのことにも強く抗議いたします。

提案

- ・共同親権は「例外的に裁判所で認めた場合」だけ認めるものにすべきです。
- ・要綱案の「急迫の事情」の表現は修正し、「父母の協議や家庭裁判所の手続を経ては適時の親権行使をすることができずその結果として子の利益を害するおそれがある時」（法制審部会資料35-2の説明としてあるもの）にすべきです。
- ・共同親権導入によって、現在のDV被害者支援施策がどのように影響を受けるのかを政府は検討すべきで、被害者が逃げられなくなる政策を導入すべきではありません。
- ・ひとり親世帯への支援や養育費不払い対策をより強化すべきで、共同親権導入によって後退させてはなりません。

以上